

医看第1797号

平成22年8月16日

各医療機関管理者 様

大阪府健康医療部保健医療室長

( 公 印 省 略 )

無資格者による医療行為の防止の徹底について（依頼）

日ごろから、本府健康医療行政の推進につきまして、御理解、御協力いただきありがとうございます。

さて、御承知のとおり、このたび、府内で医師免許を有しない者が健診において診察を行っていたことが報道されました。

申し上げるまでもなく、医療は、府民の生命、健康に直結する極めて重要なものであり、医師法第17条で、「医師でなければ、医業をなしてはならない。」と規定されています。

つきましては、各医療機関において医師を診療に従事させる際は、免許証の原本の確認を厳守する等、有資格であることの確認を徹底されるようお願いいたします。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室

医事看護課 医療施設グループ

TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-7546